

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。ただし、消防長が火災の予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

条則

(火災に関する警報)

第19条 法第22条第3項の火災に関する警報(以下「火災警報」という。)は、消防長が発令し、及び解除する。

2 火災警報(条例第30条の8第1項の林野火災の予防を目的とした火災に関する警報(以下「林野火災警報」という。)を除く。)は、法第22条第2項の規定により通報を受けた場合であつて、消防長が火災の予防上危険であると認めるときに発令する。

3 林野火災警報は、法第22条第2項の規定により通報を受けた場合であつて、消防長が林野火災の予防上危険であると認めるときに発令する。

4 火災警報は、降雨又は降雪中は、発令しないことがある。

5 消防長は、火災警報の発令及び解除を伝達するために必要な施設を利用することができる。

6 第2条の2の規定は、条例第30条の8第2項において準用する条例第30条の7第4項の規定による公示について準用する。

【解説】

本条は、法第22条第4項の規定に基づき、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について規定したものであり、第26条に対して特別規定の関係にあることから、火災に関する警報の発令中であつては、本条が優先適用される。

また、本条の規定に違反した者については、法第44条の罰則が適用される。

1 「火災に関する警報」とは、法第22条第3項の規定に基づき、条則第19条により発令されたものである。

2 発令の条件については、条則第19条第2項にその基準が示されている。

3 「火入れ」とは、森林法第21条第1項に基づく火入れをはじめ、原野、堤防等におい

て、ある区域内の草木等を焼却除去しようとする行為のすべてをいう。

なお、同条の規定により、「広島市火入れに関する条例」（昭和59年広島市条例第42号）が制定され、その事務処理要領が示されている。（別添資料9参照）

- 4 「煙火」とは、がん具用煙火を含む。
- 5 「屋外」とは、建築物の外部をいうものであり、敷地内であるか否かを問わない。
- 6 「火遊び」とは、火の持つ本来の効用を利用するだけでなく、単に好奇心を満足させるため、火を使い又は漫然と退屈しのぎ等のために火を燃やす行為をいう。
- 7 [たき火]については、第26条の解説を参照すること。
- 8 「引火性又は爆発性の物品その他の可燃物」については、第26条及び第27条の解説を参照すること。
- 9 「残火」及び「取灰」は、いずれも何らかの火を使用する行為があった後に残されたものである。